

自治会活動の手引

令和6年度版



那須塩原市
自治会長連絡協議会

目次

1	自治会とは	P 1
2	自治会の必要性	P 1
3	自治会加入の効果	P 1～2
4	自治会長の役割	P 2
5	自治会の組織	P 3
6	自治会の運営	P 3～4
7	自治会の具体的活動	P 5～6
8	自治会長連絡協議会	P 6
9	自治会の現状	P 7
10	地縁団体の認可制度	P 8～12
11	自治会の様々な活動（事業）と市の補助・サポート	P 13～28
	①自治会活動（事業）	P13
	②自治公民館	P13
	③自主防災組織	P14～15
	④防犯活動（地域防犯、防犯灯、防犯カメラ）、空き地の管理	P16～17
	⑤ごみ、ごみステーション、集団資源回収	P18～19
	⑥敬老事業、生きがいサロン	P20
	⑦道路・河川愛護、道路・側溝の管理、カーブミラー	P21
	⑧補助金等の申請手続き	P22
	⑨その他（Q&A）	P23～27
	⑩自治会長の補償制度（保険）	P28
<hr/>		
	資料1 自治会規約（会則）作成案	P 29～34
	資料2 那須塩原市自治会長連絡協議会規約	P 35～36
	資料3 自治会への加入促進に関する協定書	P 37
	資料4 那須塩原市との連携に関する協定書	P 38
	資料5 子どもを見守るまち宣言	P 39
	資料6 那須塩原市自治会活動の促進に関する条例	P 40～41

1 自治会とは

私たちの生活は、個人や家庭だけでは成り立ちません。地域の人たちとの深い関わりがあってこそ成り立つものです。

地域の人たちがつながりを深め、理解し合い、心通う人間関係をつくるのが地域づくりの原点といえるでしょう。

この地域づくりの中核となるのが自治会であり、地域の人たちや地域内各種団体と手を携え、快適な住みよい社会をつくっていかうと組織化されている任意の団体です。

2 自治会の必要性

地域の中では、様々な価値観を持った人がそれぞれの生活様式で日常生活を送っています。

しかし、自分の生活様式だからといって、自分勝手な生活をしてよいわけではありません。

各々がお互いを認め、尊重し合いながら、自分も周囲の人も気持ちよく生活できることが大切であり、そのためには、互いに協力したり、譲りあったりすることが必要になります。

そして、一人ひとりが、快適に、安心して生活できる地域をつくるためには、住民同士のつながり「絆」が必要であり、その1つの形が自治会です。

少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に伴う、子育てや高齢者福祉、防犯・防災、ごみ問題等、新たな地域課題に対応する上で、自治会の果たす役割の重要性が再認識されてきています。

また、各地域の自治会活動が活発になることが、住民がより快適に、安心して暮らせる地域づくりにつながっていきます。

自治会は、より良いまちづくり、地域づくりのためには欠くことのできない大切なパートナーなのです。

3 自治会加入の効果

色々な楽しみや生きがいを得られます

自治会活動には地域住民同士の交流やふれあいを目的とした行事があります。

そうした行事に参加することで、地域内の様々な情報を得ることができたり、様々な人とふれあうことで生きがいづくりにつながったりします。

地域内の課題解決に力を発揮します

身の回りで困ったことが起きた時などには、個人がそれぞれで行政に働きかけるよりも、

地域の声として集約し伝えるほうが、より大きな力を発揮します。

自治会は地域住民の声の集約・調整役を担っています。

支え合いにより住みやすい地域が作られます

地域の中での交流を深め顔見知りが増えることで、地域内への不審者の侵入を防ぐなど、防犯力が向上します。また、隣近所同士の絆が強まることで、災害時における一人暮らしの高齢者へのサポート体制や、自主防災組織の設立など、地域防災力の向上にもつながり、安全安心な住みよい地域が作られます。

4 自治会長の役割

より良い地域をつくるためには、より多くの方々の力が必要であり、できるだけたくさんの方に自治会に加入していただき、一緒に活動してくれる輪を広げることが必要です。

そして、自治会長は、そうした地域の方々の意見をまとめ、市政に反映させ行政と協力して「協働のまちづくり」を推進していく地域の舵取り役として大切な役割を担います。

ただし、円滑に自治会が運営されるためには、自治会長が一人で自治会活動の全てを背負うと負担が大きくなりますので、役員の協力を得ながら、役割を分担して行うことも大切です。

1 会則に基づいて活動をする

【チェック項目】

- ①総会の開催、事業の報告、予算や決算が会則に沿って正しくなされているか。
- ②会員の要望が会の運営に反映されているか。 など

2 会員の自治会活動への積極的な参加を促す

より多くの住民が自治会に加入し、積極的に活動できるように、魅力ある自治会運営に努めることや、自治会内の様々な技術を持った会員の能力や特技に応じて適切な役割分担を行うなど、自治会活動へ参加させる機会を拡大していくことも大切な役割です。

3 関係機関・団体との連携を図る

自治会を円滑に運営していくためには、市をはじめとする関係機関や地域に組織される他の団体との連携も大切になります。

このような場合における、自治会と他の機関・団体を結びつけるパイプ役としての役割を担います。

4 後継者を育成する

継続的に自治会を運営していくため、日頃から後継者の育成に努めることも大切な役割の一つになります。

5 自治会の組織

現在、那須塩原市内の自治会には、構成戸数が10世帯に満たないものから、1,000世帯を超えるものまであり、その組織形態や運営を一概に論ずるには難しいものがありますが、組織を効率的かつ継続的に運営していくためには、会則も必要です。これらを整備することで、目的に沿った活動を円滑に進めることができるのではないのでしょうか。

会則には、次に示すような事項が書かれていることが望ましいと考えます。

作成例（資料1）を29～34ページに掲載していますので、会則を作る場合の参考にしてください。

会則（規約）

①総則的事項	会の目的、名称や会の区域、事務所の所在などに関する事項
②会員に関する事項	会員の資格や会費、入会、退会に関する事項
③役員に関する事項	役員の構成や選出方法、職務内容、任期などに関する事項
④総会に関する事項	会議の種類や構成、開催の目的、招集方法、議長の選出方法や議決に関する事項
⑤役員会に関する事項	役員会の構成や総会に付議すべき事項、議決事項、招集方法に関する事項
⑥資産及び会計に関する事項	資産の構成や管理、処分、会計年度や予算、決算に関する事項
⑦会則（規約）の変更および解散に関する事項	

6 自治会の運営

(1) 会議

総会

総会は、自治会として意思決定を行う最も重要な役割を担っているものであり、通常総会と臨時総会があります。

通常総会は、一年間のまとめと事業や予算について慎重に、かつ気軽に議論できる場として運営されることが望まれます。通常総会で議決すべき事項は、会則に掲げておく必要があります。

最近では、通常総会の出席者が少ないということで、総会を省略している自治会もあるようですが、会員の意見を聞かずに一部の役員で決めてしまうのではなく、通常総会を開催し、会自体の透明性を高めることも大切です。

また、臨時総会は、緊急に解決すべき課題が発生したときなど、必要に応じて招集されます。

役員会

総会の議決にしたがって、会を実際に運営していくための会議です。
役員会への出席役員は、あらかじめ会則で定めておくことが必要となります。
ただし、役員の中でも監事は、会の活動について分析、評価する任務を担っていることから、通常は役員会の構成員には含みません。

会計監査

監事は、会計帳簿、領収書などの帳票類、預金通帳、決算書をもとに会計監査を行います。
収支について適切に処理されているかどうか、関係の帳票を照合しながら、役員会や総会に報告される内容について聞き取りを要する場合がありますので、会計担当等の立会いで行われるのが普通です。

(2) 予算と決算

収入

自治会の主な財源は、会費、寄附金、補助金、交付金、負担金などで構成されます。

会費は自治会の財政の中心を成すもので、年間の事業経費等と会員数が加味されて算出されます。会費の金額や徴収方法については、総会で承認を得て決められるものです。

民主的に自治会を運営していくためには、会費を均等にして会員の権利義務が平等になるよう配慮していくことが必要ですが、個別の事情に応じ、減免の措置を行うなど、柔軟な対応も求められます。

また、自治会の収入は活動を保証するものですが、収入確保のために過度に寄附に頼ったり、外部からの援助に依存し過ぎたりすることは、会の自主性を弱める結果を招きかねないので、注意が必要です。

支出

支出は、予算をもとに会の活動に必要な経費を計画的に支払っていくものです。支出は、大きく分けると総務費と事業費に分けることができます。

総務費は、運営にかかわる全体的な支出にあたります。会議費や交通費、通信費、消耗品費、印刷費、備品費、慶弔費、予備費などの科目があります。

事業費は、会の活動に直接かかわる支出となります。健全に会を運営していくためには、総務費と事業費の均衡の取れた配分が必要となります。

また、年度の途中で予算を科目間で移動する必要がある場合が出てきます。その場合に備え、役員会で承認を得て補正できる旨を定めておくこともできます。

いずれの場合も支出した際には、必ず領収書などの帳票を保存しておくことが原則となります。

7 自治会の具体的活動

那須塩原市自治会長連絡協議会に所属する自治会は現在214あり、地域の特性を活かしたそれぞれの活動のほか、全自治会共通のものとして、次のような事業を行っています。

安全な生活を守るための活動	防犯灯及び防犯カメラの設置や維持管理、交通安全活動、自主防災組織の設置及び運営
親睦・コミュニティ活動	地域のお祭りや運動会、新年会、敬老会などの地域交流活動
きれいなまちづくり活動、社会福祉活動	ごみステーションの設置や維持管理、河川・道路の清掃、資源回収活動、高齢者の見守り活動
スポーツと健康づくり	体育祭やレクリエーション事業の実施
共同利用施設の整備と維持管理	自治公民館等自治会施設の整備と維持管理
各種団体への活動支援	子供会、老人会、消防団など地域の各種団体への支援
その他の活動	総会、役員会等の開催

主な活動（自主事業の事例）

各自治会では、安心して楽しく暮らせるまちを目指して、工夫を凝らした様々なイベントを行っています。会員の親睦を深めるための活動や地域の美化を守る活動、地域の方々の安全を守る活動があります。

各自治会の年間の予定行事の一部ですので、計画の参考にしてください。

なお、次年度の市の主な行事予定は、毎年2月の行政文書配布にて市民協働推進課から自治会長にお知らせします。

時 期	自治会の行事例	(参考) 市内の主な行事
春 4～6月	花見	自治会全体会 春の交通安全運動、春の市民一斉美化運動 ねんりんピック
夏 7～9月	夏祭り、お楽しみレクリエーション ラジオ体操	夏の交通安全運動、道路ふれあい月間 河川愛護、那須野ふるさと花火大会
秋 10月～12月	防災訓練、敬老会 運動会、各種スポーツ大会 研修旅行、子ども神輿	秋の交通安全運動 戦没者追悼式、公民館まつり 秋の市民一斉美化運動 コミュニティまつり、なしお博
冬 1～3月	新年会、どんど焼き 会計監査、総会	年末の交通安全運動、20歳の集い 花市・初市、社会福祉大会、消費生活と環境展

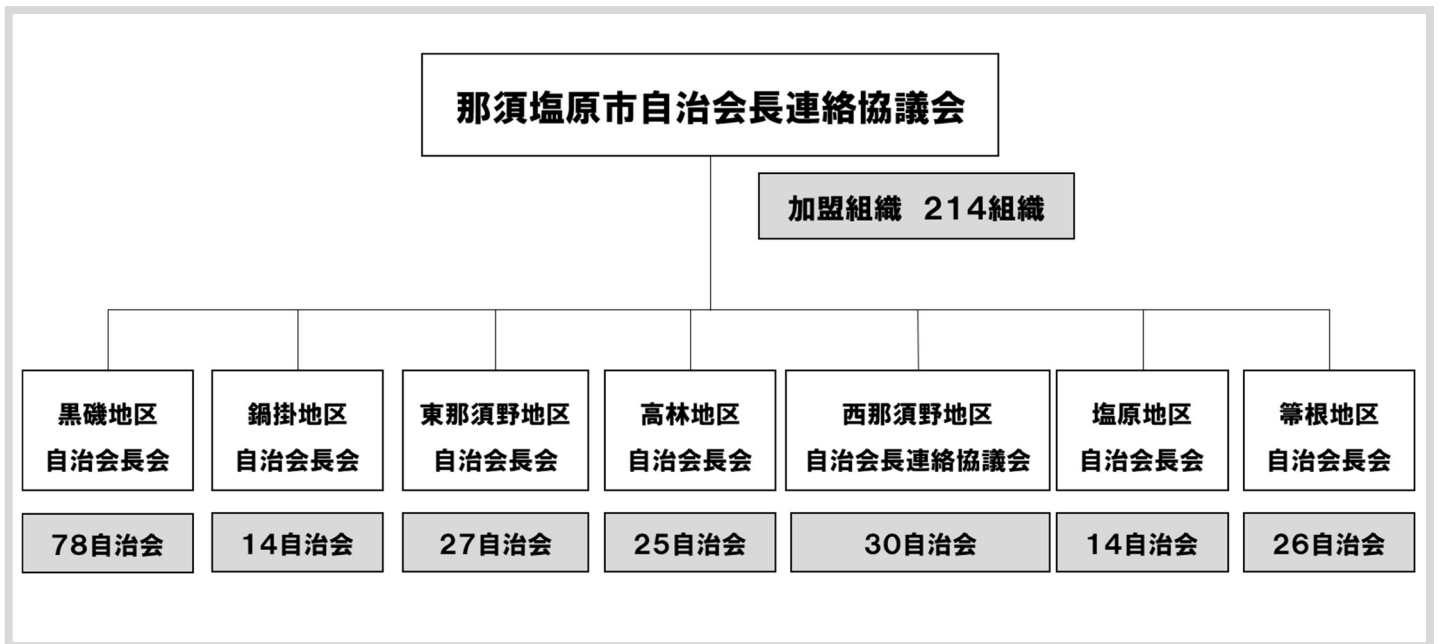
その他	生きがいサロン、いきいき百歳体操 防犯パトロール、見守り活動 スクールガード、道路愛護作業 世代間交流事業 班長・役員会、募金、清掃 回覧板、資源回収	市民体力テスト
-----	--	---------

8 自治会長連絡協議会

那須塩原市には、7つの自治会長会組織があります。そして、その7つの組織が1つになり那須塩原市自治会長連絡協議会組織を結成しています。


自治会長連絡協議会規約（資料2）を35～36ページに掲載しています。


那須塩原市自治会長連絡協議会組織図




那須塩原市には、現在214の自治組織があります。

9 自治会の現状

 加入世帯数 30,177世帯 (前年度比 △25世帯)

 自治会への加入率 57.5% (前年度比 △0.7%)
 那須塩原市の世帯数 52,458世帯 (前年度比 +545世帯)
 (令和6年4月1日現在/住民基本台帳より)

 1自治会当たりの世帯規模

最大 1,362世帯

最小 3世帯

平均 142世帯

世帯数と自治会加入世帯数の推移 (H27~R6)



10 地縁団体の認可制度

集会所の土地・建物などの財産を、自治会等の役員又は共有名義で不動産登記している場合、登記名義人が死亡などで自治会等の構成員でなくなったとき、相続や名義変更などの面で大変な手間・時間・経費などを要することになります。

こうしたことから、平成3年に地方自治法が改正され、不動産などの財産を所有する自治会等にあっては、市長の認可を受けて法人格を持つことにより、所有する財産を自治会等の名義で登記することができるようになりました。

認可の目的について、令和3年の地方自治法改正により、不動産等の保有を前提としないものに見直し、不動産の保有に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

📖 地縁団体とは

地縁団体とは、地方自治法第260の2第1項において「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と位置付けられている、いわゆる自治会、町内会などの「地縁による団体」のことを指します。

📖 認可地縁団体になるために必要な条件

「地縁による団体」が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

次の要件（地方自治法第260条の2第2項）を満たす地縁団体が認可の対象です。

- ①特定の活動ではなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
※「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な町会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。
- ②「地縁による団体」の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
※「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。
- ③「地縁による団体」の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
※「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。
- ④規約を定めていること。

規約の中に必要な項目

- | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 目的 | <input type="checkbox"/> 名称 | <input type="checkbox"/> 区域 | <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地 | <input type="checkbox"/> 構成員の資格に関する事項 |
| <input type="checkbox"/> 代表者に関する事項 | <input type="checkbox"/> 会議に関する事項 | <input type="checkbox"/> 資産に関する事項 | | |

これまで自治会は、不動産又は不動産に関する権利などを保有するために認可を受ける必要がありましたが、令和3年の地方自治法改正により、不動産等の保有（予定も含む）の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。（令和3年11月26日施行）

ただし、次のような団体は対象となりませんので注意してください。

・特定の目的の活動だけを行う団体

〔同好会やスポーツ活動、環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など〕

・構成員に対して住所以外の特定の条件を要す団体

〔老人会や子供会（年齢の制限）、女性会（性別の制限）など〕

「地縁による団体」の認可申請の手続き

法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります。（役員会、評議員会等での議決は認められません。）

また、認可申請を行うに当たっては、次のような書類が必要になります。

必要書類

認可申請書

総会で議決した規約

認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

構成員の名簿

良好な社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

（前年度の事業報告書、前年度の決算書、当該年度の事業計画書、当該年度の予算書）

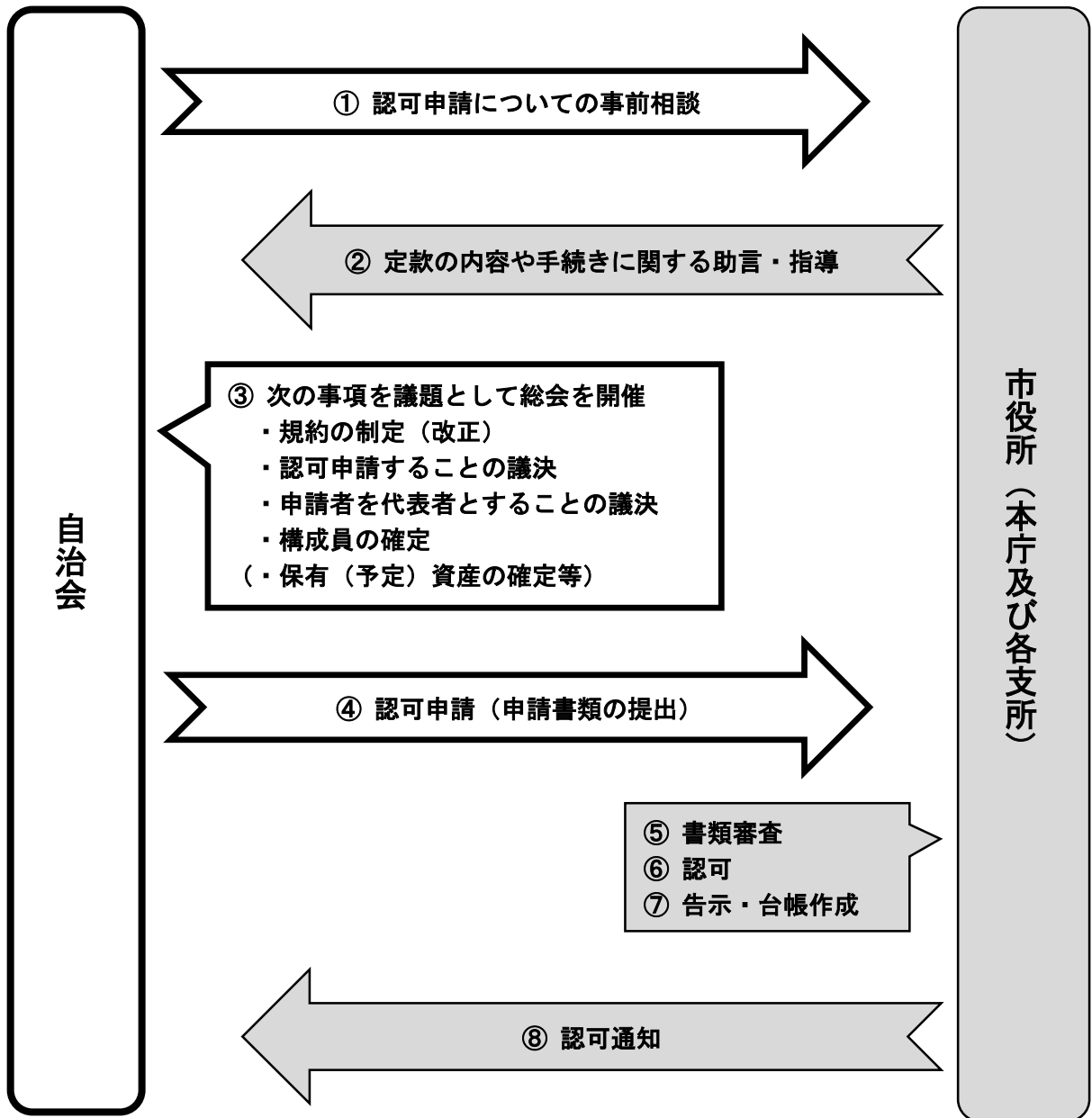
申請者が代表者であることを証する書類

（申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し）

区域を示した図面

※令和3年11月26日の地方自治法の改正により、保有資産目録または保有予定資産目録の提出が不要になりました。

📄 「地縁による団体」の認可申請のおおまかな流れ



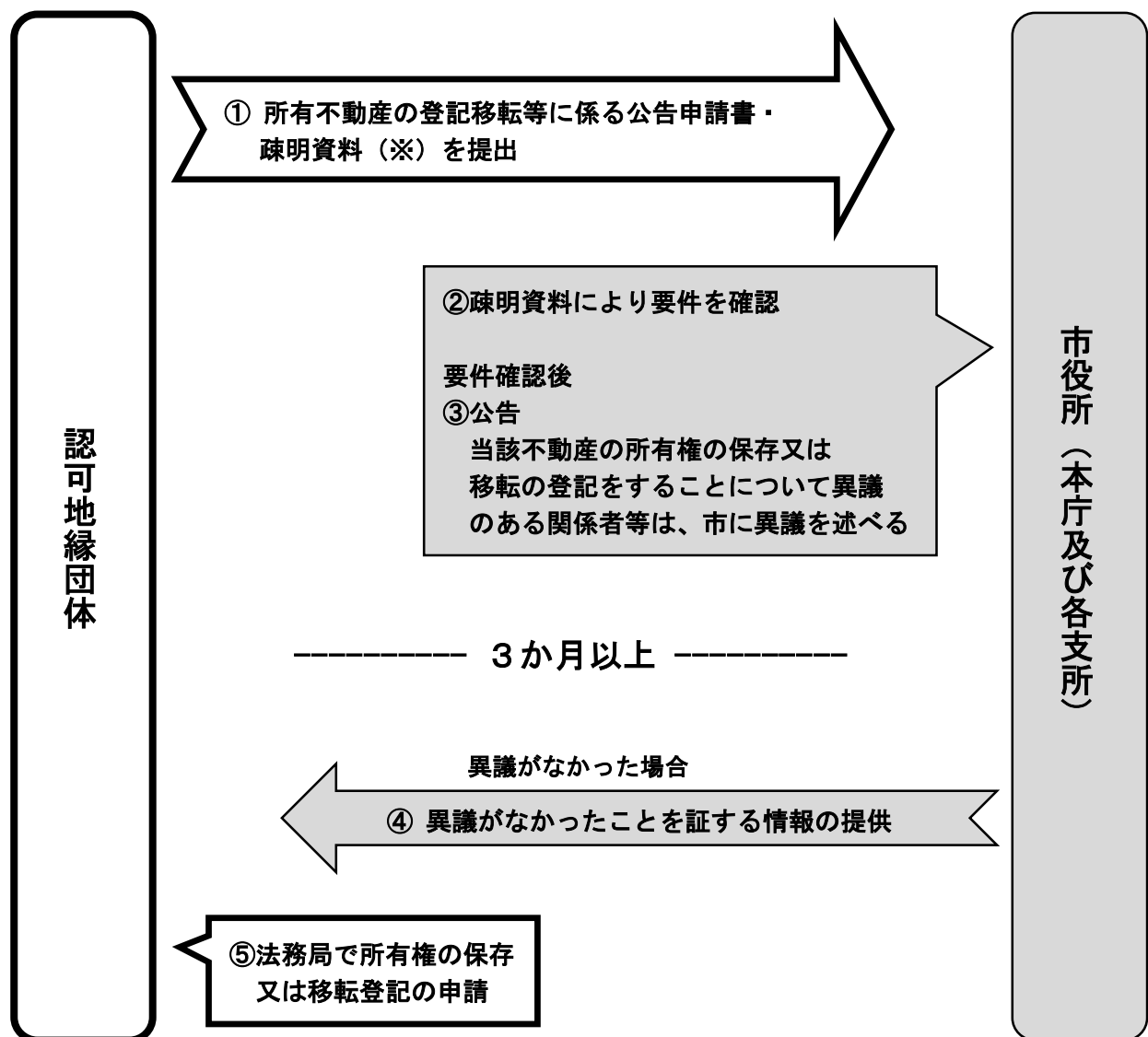
「地縁による団体」の不動産に係る登記の特例

法人格を取得し、不動産登記ができるようになっても、共有又は個人名義から法人名義に移転登記を行う際に、所有権者が数世代さかのぼる場合やすでに亡くなっている場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために膨大な労力を費やし、さらには、すべての相続人の承諾が得られなければ所有権の移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについては、公告申請などの一定の手続きを経たうえで、登記関係者の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を市が公告申請を行った認可地縁団体に通知することにより、認可地縁団体が単独で当該不動産の登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記申請を可能とする特例が創設されました。

登記までの流れ

【相続人の所在が分からない等の理由により移転登記できない場合】



※疎明資料

次に掲げる事項を疎明するに足りる資料が必要です。

- ◆当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ◆当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること
- ◆当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ◆当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

II 自治会の様々な活動（事業）と市の補助・サポート

① 自治会活動（事業）

市民生活部 市民協働推進課（本庁舎2階12番）

電話 0287-62-7151

Email shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp

■自治振興費補助金

那須塩原市自治会長連絡協議会を構成する自治会が行う地域振興を図るための事業及び活動等に要する費用の一部を補助します。

補助金の額（年1回交付）

○均等割：1組織（自治会）当たり 10,000円

○世帯数割：1世帯当たり 300円

※自治会に加入している世帯数（4月1日時点）が対象

補助対象事業 自治会が行う自治会の運営事業及び地域振興を図るための事業が対象

※慶弔費、人件費、賛助会費、親睦会費、交際費、玉串料、祝い金、積立金等の補助することが適当でないと認められる経費は対象になりません

手続き等 ○交付申請：交付申請に関する書類は、5月の行政文書配布の際にお届けします

○実績報告：実績報告に関する書類は、申請をした自治会へ1月の行政文書配布の際にお届けします

② 自治公民館

■自治公民館施設整備費等補助金

社会教育及び自治活動の振興を図るため、自治会が設置する自治公民館の整備等に要する費用の一部を補助します。

なお、補助事業毎に経過年数、金額や回数などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助金の額	新築	事業費の	40%	限度額は世帯数により異なる
	増改築	事業費の	40%	限度額400万円
	修繕	事業費の	40%	限度額200万円
	バリアフリー化	事業費の	100%	限度額 40万円
	屋外運動施設の整備	事業費の	40%	限度額 40万円
	耐震診断等	事業費の	50%	限度額は実施内容により異なる
	耐震改修	事業費の	50%	限度額120万円

③ 自主防災組織

総務部 危機管理課（本庁舎 3階 3番）
電話 0287-62-7150
Email kikikanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づき、地域住民の連帯感のもと自主的に結成される防災組織のことです。自主防災組織は、平常時には防災訓練や広報活動などを行い、災害時には互いの身を守るための防災活動を行います。

組織の認定と組織結成促進・育成のための補助金

■地域自主防災活動支援補助金（自主防災組織結成事業）

自主防災組織を結成しようとする自治会を対象に、自主防災組織結成のために必要な経費に対して補助金を交付します。

補助金の額 30,000円以内（1回限り）※自主防災組織未結成の自治会

補助対象経費 新たな自主防災組織の結成に必要な事業（自主防災組織結成に係る説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災マップの作成など）に要する経費

■地域自主防災活動支援補助金（資機材等整備事業）

市長の認定を受けた自主防災組織を対象に、自主防災組織の活動に必要な資機材などの購入に要する経費に対して、補助金を交付します。

補助金の額 300,000円以内（1回限り）

補助対象経費 自主防災組織の整備に必要な資機材（メガホン、強カライト、救急箱、担架、救助用工具、消火器、防災倉庫など）および備蓄食料の購入に要する経費

■地域自主防災活動支援補助金（自主防災組織運営事業）

市長の認定を受けた自主防災組織を対象に、自主防災組織の運営に必要な経費に対して、年度ごとに補助金を交付します。

補助金の額（限度額） 次に掲げる額のうちいずれか高い額

（1） 15,000円＋（申請時点の戸数×50円）

（2） 20,000円

※申請時点の戸数が100戸以下の組織は20,000円になります。

補助対象経費 自主防災組織の運営に必要な事業（防災訓練、普及啓発活動、防災マップの更新など）に要する経費

■地域自主防災活動支援補助金（自治総合センターコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)）

市長の認定を受けた自主防災組織を対象に、自主防災組織の資機材整備に係る費用に対して補助金を交付します。

※一般財団法人自治総合センターに申請し、採択となった事業が対象です。
一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金が財源となります。

補助金の額 300,000円から2,000,000円まで

※補助金の利用希望を確認するため、別途通知します。

補助対象経費 自主防災組織の整備に必要な資機材の整備に要する経費



自治会活動で地域のつながりがしっかりしているし、消防団がいるため、あえて自主防災組織を作る必要はないと考えているが？

消防団は発災時には被災現場に向かってしまうため、消防団があるから絶対安心ではないと考えています。残された住民がお互いに助け合うことができるかが非常に重要です。そのためにも、自主防災組織を結成し、積極的に防災活動を行っていただきたいと思います。

④ 防犯活動（地域防犯、防犯灯、防犯カメラ）、空き地の管理

市民生活部 交通防犯課（本庁舎2階11番）

電話 0287-62-7126

Email koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

■地域防犯活動支援補助金

5人以上で防犯活動を実施する団体に対し必要な活動経費の一部補助を行います。

- ①自主防犯活動事業
- ②青色防犯パトロール事業
- ③新規団体設立事業

補助金の額 ①構成員の人数に応じて補助金の限度額あり。

5人～14人	上限額	15,000円
15人～24人	上限額	25,000円
25人～	上限額	35,000円
②、③については	上限額	50,000円

■防犯灯設置費等補助金

防犯灯の設置及び電気料に要する費用の一部補助を行います。

補助金の額 <設置費>電柱に設置の場合 1基当たり 23,000円
電柱なしの場合 1基当たり 35,000円
<電気料>防犯灯1基当たり年間1,000円（R5年度実績）

■地域防犯カメラ設置費等補助金

地域の防犯のために公共空間を撮影する「地域防犯カメラ」を設置しようとする自治会に対し、プライバシーの保護に配慮した適切な管理運用を行うこと等を要件に、費用の一部の補助を行います。

補助金の額 <設置費>設置費用の4分の3（1台につき上限30万円）
<管理費>管理費用の2分の1（1台につき上限1万円）

設置費用の参考

設置費の見積額 1台あたり286,000円（設置費補助金申請時の見積額の平均額）

管理費用の参考

電気料 年間5,000円程度（電柱に設置した場合）

電柱共架料 年間3,000円程度（電柱に設置した場合）

点検料や保険料も補助の対象となります。



防犯灯の設置について



防犯灯の設置などについて相談したいのですが、どこに相談すればよいでしょうか。

防犯灯の新規設置場所、維持管理については各自治会または防犯灯管理団体において検討願います。

防犯灯の新規設置及び電気料金に係る補助金に関するお問い合わせは、下記へご相談ください。

▽本庁交通防犯課 0287-62-7126



空き地の管理について



空き地の草が背丈ほど伸びていて防犯・防災上危険を感じます。どうしたらよいですか。

原則的には、その土地の持ち主が、管理を行うことになっています。下記へご相談ください。

▽本庁交通防犯課 0287-62-7126

▽西那須野支所 0287-37-5106

▽塩原支所 0287-32-2911

⑤ ごみ、ごみステーション、集団資源回収

環境戦略部 サークュラーエコノミー課（本庁舎2階8番）

電話 0287-62-7301、62-7030

Email circular-economy@city.nasushiobara.tochigi.jp

■集団資源回収事業交付金

ごみの減量や資源の有効利用を図ること等を目的として、地域ぐるみで集団資源回収を実施する自治会等の団体に対して、交付金を交付します。なお、事前に団体登録が必要です。

補助金の額 紙類7円/kg、缶類7円/kg、びん類10円/kg

※びん類を直接那須塩原クリーンセンターへ持ち込んだ場合 150円/10kg



ごみステーションの管理または設置について

? ごみステーションの管理はどこが行うのですか。
また、新しく設置する場合の基準はありますか。

ステーションの管理は、そのステーションを利用する住民により行われています。
また、ごみ収集後の清掃当番なども、そのステーションを利用する住民の中で、持ち回りで実施をしている場合があります。
新しくステーションを設置する場合は、事前にサーキュラーエコノミー課（0287-62-7301）にお問い合わせください。



ごみの不法投棄について

? ごみを不法投棄しているところを目撃しました。

不法投棄行為を目撃したら下記へご連絡ください。

▽本庁サーキュラーエコノミー課	0287-62-7144
▽西那須野支所	0287-37-5108
▽塩原支所	0287-32-2911

土曜日、日曜日、祝日、夜間は下記へご連絡ください。

▽那須塩原警察署	0287-67-0110
----------	--------------

※自動車のナンバー等が重要な手がかりとなります。

※今まさに「大量に投棄している」という時には 110 番通報をお願いします。

また、市では、不法投棄対策として不法投棄等通報機能を有したごみ分別アプリを配信しています。アプリでは、写真や位置情報を添付したメールで市に通報することができます。

次のような場合はアプリを使用してみてください。

- 近所で不法投棄されている場所がある
- 散歩の途中でごみが捨てられているのを見かけた
- 道路上で動物死体を見かけた



QRコード iOS 版



QRコード Android 版

ごみ分別アプリ

https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soshikikarasagasu/haikibutsutaisakuka/gomi_recycle/2/2188.html

⑥ 敬老事業、生きがいサロン

保健福祉部 高齢福祉課（本庁舎1階4番）

電話 0287-62-7137

Email koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp

■敬老事業補助金

自治会等が永年にわたり社会の発展に寄与された高齢者の長寿を祝して開催する敬老事業（敬老会）の費用の一部を助成します。

対象者 自治会等が、敬老事業に招待する80歳以上の市民

補助金の額 招待者1人当たり2,000円

交付先 自治会等の敬老事業主催団体

手続き等 補助金交付方法、対象者の名簿配布等については、別途御連絡いたします。

■生きがいサロン推進事業費補助金

地域の方が、高齢者の寄り合い所（生きがいサロン）を設置し、運営するための費用の一部を補助する事業です。

生きがいサロンの設置場所は、自治公民館を原則としています。

補助金の額 運営費 月 額 30,000円

※月2回以上開催することが要件です。

※サロンの参加人数によって、加算や減額があります。

設備改修費 上限額100,000円（サロン設置初年度のみ）

※介護保険の住宅改修の内容に準じるものが対象となります。

例として、手すりの取付け、床段差の解消、トイレの改修などが認められます。

⑦ 道路・河川愛護、道路・側溝の管理、カーブミラー

建設部 保全管理課（本庁舎 2 階 7 番）

電話 0287-62-7165

Email hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

■道路愛護会補助金

道路愛護団体（自治会）の道路愛護活動に要する費用の一部を補助します。

補助金の額 道路愛護活動の実績報告により算定（1 団体 3,000 円～20,000 円程度）

■河川愛護会補助金

河川愛護団体（自治会）の河川愛護活動に要する費用の一部を補助します。

補助金の額 河川愛護活動の実績報告により算定（1 団体 10,000 円～25,000 円程度）



道路・側溝の管理について



道路に穴が開いていたり、側溝が壊れていたりして通行に支障があります。
どのようにすればよいでしょうか。

道路・側溝の損傷は、下記へご連絡ください。

国道 4 号

▽宇都宮国道事務所矢板出張所 0287-44-0461

国道（4号を除く）、県道

▽大田原土木事務所 0287-23-6544

市道

▽本庁保全管理課 0287-62-7165



市道に関するカーブミラーの設置について



カーブミラーが壊れているので、新しいカーブミラーを設置して欲しいのですが。

カーブミラー設置要望は、下記へご連絡ください。

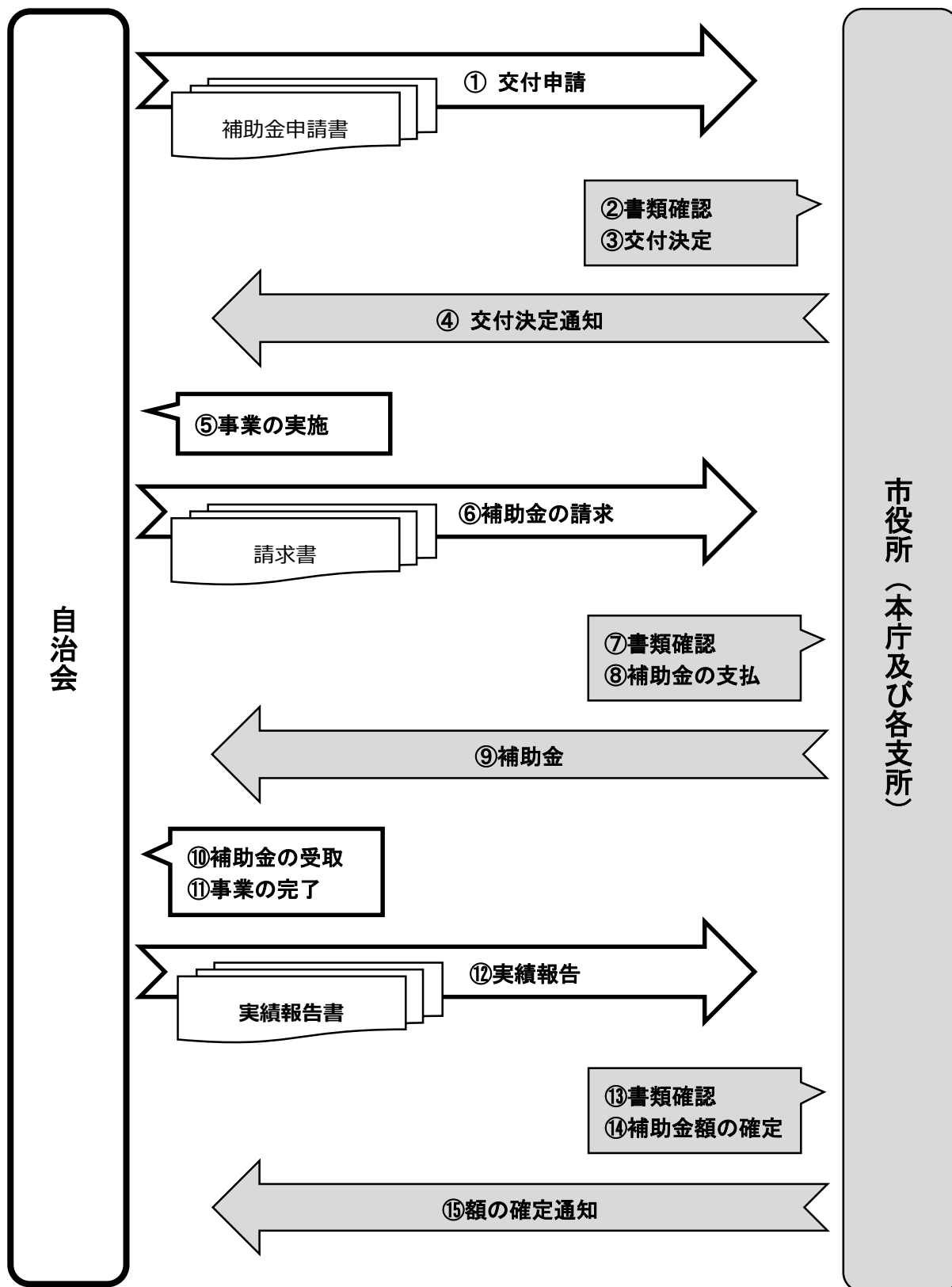
▽本庁保全管理課 0287-62-7165

⑧ 補助金等の申請手続き

補助金等の助成を受ける場合には、次のような手続きが必要です。

なお、申請手続きや申請に必要な書類は、それぞれの補助金で異なる部分もありますので、実際に助成を受ける場合には各担当課に確認してください。

※参考として申請時期別の一覧を添付しています。



⑨ その他 (Q & A)



自治会への加入について

① 自治会に加入する必要性についてどのように説明すればよいですか？

自治会は、一番身近な自治組織であり、「住みよい地域をつくっていくこと」を目的に、地域の課題解決や住民同士の交流を進めている団体です。自治会の目的や活動内容等について十分に説明し、理解を得られるよう努めてください。

自治会に加入すると・・・

- ◆自治会の様々な行事を通じて、近隣住民の方と親睦を図ることができ、いざという時の助け合いに繋がります。また、親睦を図っておくことで、「地域の目」が機能し、防犯防災に繋がります。
- ◆災害に備えた自主防災活動、子どもや高齢者の見守りや防犯灯の設置・管理、地域の環境美化のための清掃などの活動による、安全安心な暮らしが得られます。
- ◆道路の改善など身近な困り事を自治会がとりまとめ、みんなの意見として行政に対して要望できるので、より住みやすいまちづくりにつなげていくことができます。
- ◆市からの広報誌をはじめとする、各種行事のお知らせや行政関係の連絡など、自治会を通して配布、回覧しています。また、地域で作成した広報誌やチラシなどの身近な情報を得ることができます。



② 自治会の加入率向上のため未加入世帯に呼びかけを行いたいのですが、どのような方法で行えばよいですか？

加入の呼びかけ方法は、実情に応じて柔軟に行う必要がありますが、一般的な活動の例を紹介します。

①未加入世帯の把握

- ・班長さんなどの協力を得て、未加入世帯を確認します。
- ・アパートやマンション等は、オーナーや管理会社に連絡し、協力を得るようにします。

②呼びかけの際の説明資料を用意

- ・加入を呼びかける文書やチラシを作成します。
⇒那須塩原市自治会長連絡協議会で作成したチラシがありますので活用いただけます。
外国の方向けのチラシ（やさしい日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語）もあります。市民協働推進課までお問い合わせください。
- ・自治会の総会資料等、会則や活動内容、予算、決算がわかる資料を用意します。

③加入の呼びかけ

- ・新規転入者は、居住開始後すぐに訪問すると効果的です。班長さんなどと協力して行いませ

う。

- ・イベント等の開催に合わせて訪問し、まずは活動に参加してもらうことも加入促進につながります。

④その他

- ・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。

📌 参考 H28・R3実施の自治会に関するアンケート調査から、未加入者に対する加入促進の取組（抜粋）

- ・市内の自治組織の概要を作成配布している。
- ・アパートや分譲住宅建設中から関係者を通し、自治会加入を勧める。
- ・班長が転入者宅を訪問し、自治会入会を勧誘する。
- ・退会申出世帯には、自治会長が訪問し、住民のつながりや支え合いの大切さを説明して慰留する。
- ・加入案内チラシをポスト投函している。
- ・加入案内チラシを郵送している。



❓ 転入者などに加入を断られて困っています。どのようにすればよいですか？

自治会は、「法律で決められた加入を強制される組織ではなく、住民の自主的な意思でつくられる任意団体」であることから、加入の強制はできません。

しかしながら、防災・防犯、子どもや高齢者の見守り、自治会が設置管理する防犯灯・ごみステーションなど、地域生活に密着した課題などは、個人での解決が難しい場合があります。

また、万が一の災害時には、隣近所の助け合いや自治会の自主防災機能が重要な役割を果たします。そのためには、互いの顔が見える地域の「絆」づくりが大切です。

このような課題の解決のため、地域の「絆」づくりのため、自治会の役割が重要となりますので、丁寧に説明を行うように努めてください。

他地域からの転入者だけでなく、加入者の中でも、自治会の目的や活動内容がわからない方もいますので、団体内の透明性をより高めるためにも、広報誌等を作成して回覧するなど、行事や活動を積極的に広報していくことが大切です。



自治会の運営について

❓ 自治会役員の交代ができなくて困っています。

役員だけで活動を行うと一人の負担が大きくなり大変です。

会長には総合的な進行管理を行う司令塔となってもらい、特定の人に負担が集中しないように、できるだけみんなで役割を分担しましょう。

そして、多くの人に活動をやり遂げた達成感や喜びを感じてもらい、「次はこうしよう」という参加意識を高めていきましょう。多くの人々のやる気呼び起こすことが、後継者を育てる第一歩ではないでしょうか。

また、少ない世帯で構成されている自治会は、自治会長が何役も兼ねて仕事をしなければならず大変なため、1年交代となっているところもあります。交代の際は、全ての役員が一斉に交代するのではなく、半分ずつ交代したり、役員経験者が引き続き相談役や顧問として助言したりするなど、会の運営に支障のないようにすることも大切です。

💡 参考 H28・R3実施の自治会に関するアンケート調査から、役員の担い手に関する回答 (抜粋)

- ・後継者として若手をお願いして起用している。
- ・自治会行事に積極的に参加している人材を役員として登用する。
- ・常日頃から役員間の交流を重視している。
- ・役員への負担をできるだけ少なくするように努力している。
- ・役員は複数名いるので、できる範囲でよいと話している。
- ・事業内容を検討して、仕事を分担する。



❓ 自治会の行事への参加者が減ってきているのですが、よい方法はありますか？

平成28年度に実施した自治会に関するアンケート調査の「行事参加者を増やす工夫」として多く挙げられた取組は、「育成会と連携して行事を行う」というものでした。自治会と育成会と共催でイベントを実施することで、若い方の参加が多くなっているようです。

また、多くの自治会で、高齢者を対象としたサロンや体操などを実施しており、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの場を提供して、地域の活性化につなげている例も多くあります。

その他、こまめな「声かけ」、行事等への参加を直接訪問して「声かけ」を行っているという意見も多くあり、日頃から「声かけ」を行い、参加しやすい雰囲気づくりに努めることもポイントの一つであると言えます。

令和3年度に実施した自治会に関する市民アンケート調査では、自治会に加入していない方に「仕事が忙しくて活動に参加できない」という意見が多く見られました。共働き世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。仕事が土日勤務や深夜勤務の人もいます。行事に参加したくてもできない状況の世帯があることも理解する必要があります。また、時代やニーズに合わせて、事業そのもの見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

💡 参考 H28・R3実施の自治会に関するアンケート調査から、行事参加に関する回答 (抜粋)

- ・自主防災訓練等に育成会と連携し、参加を呼び掛けている。
- ・老人会や育成会に協力いただき、子どもから高齢者まで参加できるように工夫している。
- ・行事開催の回覧を、開催の目的、意義を分かりやすい文章で表現し、「参加してみよう」

という気持ちになってもらうよう努める。

- ・敬老会などは、役員などで招待者への声かけを行い、防犯防災に対しても個別訪問をしている。
- ・こまめに「声かけ」をしている。
- ・未加入者に対してイベント等への参加呼びかけを行っている。



❓ 自治会活動をするための人手が足りません。何かよい方法はありませんか？

高齢化や核家族化、共働きが増えており、家庭や仕事で忙しく、自治会活動への参加について、負担に感じられる場合もあるかと思われます。活動への参加自体に負担を感じないよう、「できる範囲」でお手伝いしてもらえそうな声かけをしてみتهいかがでしょうか。また、役員をいきなりお願いするのではなく、まずは、特技を生かした活動からお願いしてみることも一つの方法です。（例えば、総会資料をパソコンの得意な方に作成してもらう、広報誌のデザインを若い住民の方をお願いするなど）

どうしても人手不足で活動の継続が難しいという場合は、「できる範囲」の活動を再検討し、活動内容を見直してみることも必要かもしれません。

また、一つの自治会だけで活動が難しい場合には、近隣の自治会と連携して活動を行うことも考えられます。



❓ 自治会費を納入してくれない方がいて困っています。どのようにすればよいですか？

自治会の会費は、地域の皆さんで話し合いのうえ決めたものであり、自治会ごとに会費の額や集金方法は異なっています。

他の地域から転入してきた方から「会費が高い」などの意見が出た場合や、会費を納入してもらえない場合には、会費がどのように使われているかを説明するなどして理解が得られるように努めてください。

また、アパート等の集合住宅に入居している方の会費は、アパートのオーナーや管理会社に相談することも一つの方法です。

一方で、会費の額について、地域の住民の皆さんで話し合う機会を設けることも考えてみてはいかがでしょうか。

💡 参考 H28・R3実施の自治会に関するアンケート調査から、会費徴収についての回答
(抜粋)

- ・特別自治会費として、未加入者や高齢者等から、防犯灯の電気代などの会費の一部をお願いしている。

- ・ひとり親家庭、長期入院等で生活困窮者や天災等による生活困窮者について申し出を受けて、会費を減免している。
- ・高齢者のみの世帯は、自治会費を一部減免している。
- ・自治会内の事業所から協賛金を徴収している。



自治会会員の名簿を作成しても問題ありませんか？

個人情報収集の際に、その使用目的を明示した上で本人の同意を得れば、名簿の作成は問題ありません。

ただし、平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行され、自治会を含むすべての事業者が個人情報保護法の対象となったため、個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。

【個人情報を取り扱う際の注意事項】

- ◆ 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝えましょう。
※ 写真や映像なども個人が特定できる場合は、本人の同意が必要となる場合があります。
- ◆ 取得した個人情報は、決めた目的以外には使わないようにしましょう。
※ 名簿などを作成し、会員に配布する場合は、「会員への連絡のために作成したものですので、他への利用を禁止します。」などの注意事項を明記しましょう。
- ◆ 取得した個人情報は安全に管理しましょう。
- ◆ 個人情報を他人に渡す時は、本人の同意を得るようにしましょう。



自治会と宗教・選挙との関わりについては、「思想信条問題に関与せず」が大原則と思いますが、実際には難しいケースがあると思うのですが。

原則的な対応策をあげてみたいと思います。

- ・自治会と氏子の組織は別々にする。
- ・神社等の会計は独立して編成し、自治会からの支出は避ける。
- ・自治会組織（例えば班長、組長）を利用して神社に対する寄付集めなどはしない。
- ・自治会長名で構成員に対し特定の候補者に投票するよう強要しない。
- ・当初から特定の候補者の推薦は行わない。
※ 推薦する場合、白紙の状態から推薦決定を行う。

⑩ 自治会長の補償制度（保険）

那須塩原市 自治会長 の皆様に対する補償制度（保険）のご案内

那須塩原市では、以下の内容で保険を準備しております。

保険の対象となる主な事例



市役所で打合せの際、トイレに行く途中に階段で転倒。



広報誌配布中に熱中症で気分が悪くなり、病院へ運ばれた。



打合せ終了後、車で帰宅途中に交通事故で入院した。

補償対象の範囲

自治会長の皆様（ただし、自治会長連絡協議会を構成する自治会とする）

※市が自治会長の皆様へ依頼した業務に従事中の事故に限定されます。

掛金

市が負担いたしますので、皆様のご負担はありません。

補償期間

2024年4月1日（中途任用の場合はその日）～2025年3月31日

補償の内容

見舞金 (ケガや特定の 疾病)	死亡・後遺障害のとき	500万円限度（後遺障害は程度に応じて支払い）
	入院したとき	4,000円/1日（180日限度）
	手術したとき	手術の種類により入院日額の10・20・40倍
	通院したとき	2,500円/1日（90日限度）

* 特定の疾病とは、熱中症・脱水症・低体温症・細菌性食中毒をいいます。

* 天災事故（地震・噴火・津波）についても補償の対象です。

ご注意

- 見舞金については自宅と作業場所との往復途上も補償の対象です。
- 補償の対象とならない主な事例
 - ① 故意
 - ② 飲酒運転等
 - ③ 薬物使用
 - ④ 特定疾病以外の疾病 等
- 詳細については、保険契約の約款によります。

【担当課】

那須塩原市役所 市民生活部

市民協働推進課 自治振興係

TEL 0287-62-7151/FAX 0287-62-7500

Email shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp

【問合せ先・取扱代理店】

(株)サリー・ジョイス・ジャパン

FREE 0120-305-660

TEL 03-5215-5090

担当：西ノ原（ニシノハラ）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) 書記 ○人

(4) 会計 ○人

(5) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序によって)その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の〇分の〇以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総会員の〇分の〇以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録等)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

(権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第26条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、役員のお分の以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の目的、場所、目的及び審議事項を示して、少なくとも開会の日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得、かつ那須塩原市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、〇〇〇に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

資料 2

那須塩原市自治会長連絡協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、那須塩原市の自治会相互の連絡調整を図り、もって市政の円滑な発展に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。
2 協議会の事務を処理するため、事務局を那須塩原市市民生活部市民協働推進課に置く。

(会員)

第3条 協議会の会員は、那須塩原市の自治会長職にある者とする。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員の研修及び相互の親睦に関すること。
- (2) 会員が所属する組織相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、その選出は、自治会長会の役員の内選とする。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 3人
- (5) 理 事 若干名

2 理事は、第1項第1号から第4号以外の者が、これに充てるものとする。

3 役員の内任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠による役員の内任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者は、後任者を決定する役員会までは、その職務を担うこととする。

(役員の内職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 4 理事は、協議会の重要事項を審議し、事務の内推進に当たる。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 役員会をもって総会とする。役員会は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 役員会の内構成委員は、監事を除く役員とする。ただし、会長が必要と認めるときは、監事を役員会に加えることができる。

(委員会)

第8条 協議会に事業推進のため、次の委員会を置くことができる。

(1) 総務委員会

2 総務委員会は委員長1名及び委員6名から構成し、委員長には協議会会長が就き、他の委員は各地区自治会長会の会長が就くこととする。

3 総務委員会は、役員会に付すべき事項等の調整・協議及び協議会広報紙の発行を行うものとする。

(会計)

第9条 協議会の運営に関する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) その他の収入

2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 会長は、毎会計年度終了後速やかに決算書を作成し、監査に付して、役員会においてその状況を報告しなければならない。この場合に、監事は必要に応じ意見書を付すことができる。

(弔慰金)

第10条 協議会会員が死亡したときは、遺族に対し弔慰金として5,000円を支給する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年5月1日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年10月1日から施行する。

この規約は、平成27年5月29日から施行する。

那須塩原市における自治会への加入促進に関する協定書

那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）、公益社団法人栃木県宅建建物取引業協会東北支部（以下「東北支部」という。）及び那須塩原市（以下「市」という。）は、連携・協力し、地域住民の自治会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項については、協議会、東北支部及び市が協議し、定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、協議会、東北支部及び市が連携・協力し、地域住民の自治会への加入を促進するとともに、各自治会の組織強化・自治会活動の活性化に取り組むことにより、地域力を育み、持続可能な地域の構築・住み良い魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 協議会、東北支部及び市は、次の役割分担に基づき、地域住民の自治会への加入促進に取り組む。

(1) 協議会及び市は、東北支部に対し自治会加入の啓発に必要な資料を提供するとともに、東北支部からの問い合わせ等に対応すること。

(2) 東北支部は、那須塩原市において住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行う場合、その世帯に対し自治会への加入促進用チラシの配布等を行い、加入を促すよう努めること。

(3) 東北支部は、協議会または市が作成した自治会加入啓発資料を活用し、自治会加入への意識啓発に取り組むこと。

(4) 市は自治会への加入促進活動が円滑に進められるよう、連絡調整等に努めること。

(5) 協議会、東北支部及び市は、自治会加入促進に関し連携・協力しながら、自治会への加入促進・より良い地域づくりに必要と認められる事業に取り組むこと。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、協議会、東北支部、市のいずれからも改廃の申し出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、協議会、東北支部、市が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 14 日

栃木県那須塩原市共豊社 108 番地 2

那須塩原市自治会 会長 連絡協議会

会 長 菊 地 正 治

栃木県那須塩原市上厚崎 462 番地 5

公益社団法人栃木県宅建建物取引業協会 栃北支部

支 部 長 伊 澤 安 雄

栃木県那須塩原市共豊社 108 番地 2

那 須 塩 原 市

市 長 阿 久 津 寛 二

那須塩原市自治会長連絡協議会と那須塩原市との連携に関する協定書

那須塩原市自治会長連絡協議会及び那須塩原市は、これまで培った関係を礎としつつ、それぞれが果たすべき役割を改めて確認し、更なる連携強化を図るとともに、地域を取り巻く社会環境の変化に対応する新たな協力体制の構築と市民との協働によるまちづくりの更なる推進を目指し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）及び那須塩原市（以下「市」という。）との連携強化に向けた基本的な事項について定める。

(基本原則)

第2条 協議会及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、連携の強化を図る。

- (1) より良いまいまづくり・より良い地域づくりに向けた目的を明確にするとともに、必要な情報の共有を図る。
- (2) お互いの立場を尊重し、対等な協力関係と双方の合意に基づく連携を図りながら、地域課題の解決にあたる。

(取組)

第3条 協議会及び市は、次に掲げる事項について、協働により取り組む。

- (1) 地域における防災に関すること。
- (2) 地域における防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 地域における福祉に関すること。
- (4) 地域における青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域における環境の保護及び環境資源の活用に関すること。
- (6) 地域における伝統文化の保護及び伝承に関すること。
- (7) 地域における統計調査に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、より良いまいまづくり・より良い地域づくりに資するものとして、協議会及び市が必要と認める事項に関すること。

2 協議会及び市は、前項の取組を推進するため、自治会や自治会活動に対してより多くの市民の理解と協力が得られるよう、自治会の役割やその必要性、地域における活動の意義などを広く市民に周知し、自治会加入への意識啓発を図るとともに、地域社会全体で加入促進に取り組む体制の構築に努めるものとする。

3 協議会及び市は、第1項の取組に関して、お互いの役割を十分に理解し、協議を行うこととする。

(役割)

第4条 協議会及び市は、次の役割分担に基づき取組を進める。

(1) 協議会の役割

- ア 協議会を構成する自治会（以下「単自治会」という。）の地域課題の解決及び地域活動の活性化に向けた自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進める。
- イ 単自治会の協力を得ながら、市域全体での自治会加入促進等、自治会の活性化や組織強化に向けた取組を進める。
- ウ 市が実施する施策について、求めに応じて、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画し、必要な協力を行う。
- エ 単自治会の意見を集約し、市に対して必要な提言を行う。

(2) 市の役割

- ア 地域課題の解決及び地域活動の活性化に向けた協議会の自主的・自立的な活動に対する支援を行う。
- イ 市域全体での自治会加入促進等、自治会の活性化や組織強化に向けた協議会の取組に対する支援を行う。
- ウ 市が実施する施策について、協議会が、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画できるような環境づくりを推進する。
- エ 地域課題の解決及び地域活動の活性化の観点から、協議会からの提言を施策に反映するように努める。

(情報交換及び協議)

第5条 協議会及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び取組を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換及び協議を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、協定の趣旨に基づき、協議会及び市が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協議会及び市が署名の上、各1通を保有する。

平成27年9月26日

那須塩原市自治会長連絡協議会

会長 菊地正治

那須塩原市

市長 阿久津寛二

子どもを見守るまち宣言

少子化や核家族化が進み、子どもを育てる社会環境が変化しています。また、近年、子どもが巻き込まれる事件事故があり、特に登下校時等に多数発生しています。このような現状を考えたとき、地域社会・家庭・学校・行政が連携し、子どもを見守り育てる力を強化することが大切です。

そこで、那須塩原市が、これからも地域の宝である子どもを安心・安全に育てることができるまちであるために、地域ぐるみで子どもを見守ることを決意し、ここに宣言します。

- 一、地域ぐるみで、登下校時の子どもの見守りを推進します
- 一、地域ぐるみで、子どもを見守る意識を高めます
- 一、地域と行政が連携を深め、子どもの見守りの輪を広げます

令和元年10月17日

那須塩原市 市長

渡辺美知太郎

那須塩原市教育委員会 教育長

大宮司 敏夫

那須塩原市コミュニティ連絡協議会 会長

田口 常信

那須塩原市議会 議長

吉成 伸一

那須塩原市自治会長連絡協議会 会長

橋本 秀晴



資料 6

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域社会において自治会が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会活動の促進に関し、基本理念を定め、市民、自治会、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が相互に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 自治会 本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成しているものをいう。
- (3) 地域住民 自治会の区域内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (5) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 自治会活動の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が相互に交流を深め、協力と支え合いの精神に基づく自主的な活動が行われるようにすること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自立性及び個性を損なわないよう配慮すること。
- (3) デジタル化や少子高齢化などに起因する生活様式の変化を的確に捉え、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。
- (4) 市民、自治会、協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会への加入及び自治会活動への参加に努めるものとする。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入を促進するよう努めるものとする。

- 2 自治会は、その活動が地域住民及び事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 自治会は、自治会活動に関する情報を地域住民に積極的に提供し、その運営について透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努めるものとする。

- 4 自治会は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 自治会は、地域が抱える課題を把握し、その解決に向けた取組の実践に努めるものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、自治会の地域課題の解決や地域活動の活性化に向けた自主的かつ自立的な活動を推進するための環境づくりに努めるものとする。

- 2 協議会は、自治会相互の連絡調整を図るとともに、市内における自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成していないもの（以下「自主グループ」という。）が自治会として組織化することへの協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域において行われる自治会活動への参加及び協力に努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供し、自治会への加入を促すよう努めるものとする。

- 2 住宅関連事業者は、自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する市の施策及び協議会の取組に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、市民の自発的な自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、市民が自治会を組織すること及び自主グループが自治会として組織化することに対し、情報の提供及び助言を行うものとする。
- 3 市は、自治会及び協議会の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、自治会の協力を得て事業を実施する場合は、自治会の負担が過重にならないよう努めるものとする。
- 5 市は、職員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することの促進に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。